

## 地方公務員給与に対する国からの削減「要請」に反対する 特別決議

自公政権は、民主党政権の方針をくつがえし、国家公務員の臨時特例減額措置に準じた給与削減を自治体に「要請」している。

自治体の予算は、地域の実情に合わせて自治体自らが編成すべきものである。地方交付税にしても、法律で「その用途を制限してはならない」と規定されており、地方交付税を減額し給与削減を「要請」することは、地方自治の本旨を蔑ろにするものである。事実上の強制にほかならず、言語道断である。

また、地方公務員の給与は、現行法制度においては人事委員会勧告をふまえつつ、労使の自主的な交渉・協議のもとで条例・規則によって定められているものである。ラスパイレス指数をもとに国と同様の給与引下げを押し付けることは、人事委員会制度の否定と労使自治に対する不当な介入でもある。

義務教育等教員特別手当の削減によりすでに給与水準が低下し、人材確保法の趣旨が損なわれてきている。この間の多くの自治体における厳しい独自給与削減に加え、今回の減額が強行されれば教職員の人材確保にさらに支障を及ぼしかねない。また、義務教育費国庫負担金の削減は、教育の機会均等と水準確保に影響を与えることになる。

地方公務員給与を削減することは、民間給与・地域経済にマイナスとなる。政府が最大かつ喫緊の課題としている「デフレからの脱却」政策からも道理に合わない。経済界に民間労働者の賃金アップを要請していることとも整合しない。公務員人件費の対 GDP 比率は、OECD 諸国の中で日本が最低水準となっている。国民生活の基盤を確立するためにも、安心・安全な公共サービスを提供する公共部門の雇用拡大などを行うべきである。

日教組は地方公務員給与削減を許さないために、国会審議において日政連議員・推薦議員を通じて問題点や矛盾点を厳しく追及するとともに、中央・地方一体となって組織の総力をあげてたたかう。

以上、決議する。

2013年3月15日  
日本教職員組合第157回中央委員会